

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 条 例	ページ
○ 北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例【総務局情報政策部情報政策課】	5
○ 北九州市手数料条例の一部を改正する条例【財政局財務部財政課】	8
○ 北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置並びに病院の人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局健康医療部地域医療課】	10
○ 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【建設局公園緑地部公園管理課】	12
○ 北九州市営住宅条例の一部を改正する条例【建築都市局住宅部住宅管理課】	13
○ 北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例【交通局総務経営課】	14
◇ 規 則	
○ 北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則【総務局情報政策部情報政策課】	15
○ 北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則【総務局情報政策部情報政策課】	23
○ 北九州市手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【財政局財務部財政課】	27
◇ 告 示	
○ 居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者及び居宅介護支援事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】	28
○ 指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】	29

◇ 公 告

- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【建築都市局計画部都市計画課】 3 0

◇ 交 通 局

- 北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】 3 3

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部改正に伴い、執行機関内で連携を行う特定個人情報を削る等、規定の整備を行うことにしました。
- 2 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務について、執行機関内で連携を行う特定個人情報を加えることにしました。

この条例は、1については平成29年10月6日から、2については平成30年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市手数料条例の一部を改正する条例

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正に伴い、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の申請に対する審査等に係る手数料を新設することにしました。

この条例は、規則で定める日から施行することにしました。

◇北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置並びに病院の人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法施行令の一部改正に伴い、療養病床を有する診療所の人員及び施設の基準を定めることにしました。

この条例は、平成29年10月6日から施行することにしました。

◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

勝山公園売店の廃止に伴い、同売店の管理の使用料に係る規定を削除することにしました。

この条例は、平成29年10月6日から施行することにしました。

◇北九州市営住宅条例の一部を改正する条例

公営住宅法施行令等の一部改正に伴い、条例において引用する同令等の条項ずれを改めることにしました。

この条例は、平成29年10月6日から施行することにしました。

◇北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

新たな割引運賃等を次のとおり設定することにしました。

- 1 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者については、普通旅客運賃及び定期旅客運賃を5割引とすることにしました。
- 2 母子健康手帳の交付を受けている者については、妊娠中の期間に限り、普通旅客運賃を5割引とすることにしました。
- 3 運転免許証を返納した満75歳以上の者については、運転経歴証明書の交付を受けた日から起算して1年以内に指定地域フリー敬老定期乗車券の発行を受ける場合は、通用期間の合計が1年を超えない範囲で、指定地域フリー敬老定期旅客運賃を5割引とすることにしました。
- 4 保護者が同伴する1歳以上6歳未満の小児については、1歳未満の小児と同様に、人数に関わりなく無料とすることにしました。

この条例は、平成29年12月1日から施行することにしました。

◇北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正に伴い、執行機関内で連携を行う特定個人情報等必要な事項を定めることにしました。

この規則は、平成29年10月6日から施行することにしました。

◇北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

この規則は、平成29年10月6日から施行することにしました。

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月6日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第27号

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

北九州市個人番号の利用に関する条例（平成27年北九州市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「掲げる事務」の次に「（これに準ずるものとして規則で定めるものを含む。）」を、「掲げる特定個人情報」の次に「（これに準ずるものとして規則で定めるものを含む。以下この項において同じ。）」を加える。

別表第2の1の項特定個人情報の欄第1号を削り、同欄第2号の号番号を削り、同表の2の項特定個人情報の欄第1号を削り、同欄第2号の号番号を削り、同表の3の項を次のように改める。

3 削除		
------	--	--

別表第2の5の項を次のように改める。

5 削除		
------	--	--

別表第2の7の項特定個人情報の欄第1号を削り、同欄第2号の号番号を削り、同表の8の項特定個人情報の欄第1号を削り、同欄第2号中「地方税関係情報」を「地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）」に改め、同号を同欄第1号とし、同欄中第3号を削り、第4号を第2号とし、同表の9の項特定個人情報の欄第1号を削り、同欄第2号の号番号を削り、同表の10の項事務の欄中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加え、同項特定個人情報の欄中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同表の11の項特定個人情報の欄中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、同表の12の項事務の欄中「公営住宅法」の次に「（昭和26年法律第193号）」を加え、同項特定個人情報の欄第1号中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）」に改め、同表の13の項事務の欄中「国民健康保険法」の次に「（昭和33年法律第192号）」を加え、同項特定個人情報の欄第1号中「生活保護関係情報」を「生活

保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）」に改め、同欄中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同表の15の項事務の欄中「国民年金法」の次に「（昭和34年法律第141号）」を加え、同項特定個人情報の欄第1号中「医療保険給付関係情報」を「健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）」に改め、同表の16の項特定個人情報の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号を第2号とし、同表の18の項を次のように改める。

18	削除	
----	----	--

別表第2の19の項特定個人情報の欄第1号及び第2号を削り、同欄第3号の号番号を削り、同表の21の項を次のように改める。

21	削除	
----	----	--

別表第2の25の項特定個人情報の欄中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同表の26の項特定個人情報の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同表の27の項を次のように改める。

27	削除	
----	----	--

別表第2の28の項特定個人情報の欄中第1号から第5号までを削り、第6号を第1号とし、第7号を第2号とし、同表の29の項を次のように改める。

29	削除	
----	----	--

別表第2の30の項の次に次のように加える。

30の2	市長	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
------	----	--	-------------------------

別表第2の35の項特定個人情報の欄第6号中「年金給付関係情報」を「国民年金法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給

付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）」に改め、同欄第7号中「児童扶養手当法」の次に「（昭和36年法律第238号）」を加え、同欄第9号中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」の次に「（昭和39年法律第134号）」を加え、同欄第10号中「国民年金法等の一部を改正する法律」の次に「（昭和60年法律第34号）」を加え、同欄第15号中「障害者自立支援給付関係情報」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の30の項の次に1項を加える改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月6日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第28号

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成12年北九州市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第123号の2の次に次のように加える。

(123)	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第8条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の申請に対する審査	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数	1戸のもの	1件につき 6,000円	
			2戸以上5戸未満のもの	1件につき 7,000円	
			5戸以上10戸未満のもの	1件につき 9,000円	
			10戸以上30戸未満のもの	1件につき 11,000円	
			30戸以上40戸未満のもの	1件につき 12,000円	
			40戸以上50戸未満のもの	1件につき 13,000円	
			50戸以上100戸未満のもの	1件につき 15,000円	
			100戸以上のもの	1件につき 20,000円	
(123)	住宅確保要配慮者に対する賃貸	追加される住宅確	1戸以上5戸未満のもの	1件につき 1,000円	

) の 4	住宅の供給の促進に関する法律第12条第1項の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録事項の変更の届出（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数の追加に係るものに限る。）に対する審査	保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数		円
			5戸以上10戸未満のもの	1件につき 3,000円
			10戸以上20戸未満のもの	1件につき 4,000円
			20戸以上30戸未満のもの	1件につき 5,000円
			30戸以上40戸未満のもの	1件につき 6,000円
			40戸以上50戸未満のもの	1件につき 7,000円
			50戸以上100戸未満のもの	1件につき 9,000円
100戸以上	1件につき 13,000円			

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置並びに病院の人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月6日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第29号

北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置並びに病院の人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例

北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置並びに病院の人員及び施設の基準に関する条例（平成27年北九州市条例第62号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置、人員及び施設の基準に関する条例

第1条中「並びに病院の」を「、」に改める。

第6条の次に次の2条を加える。

（療養病床を有する診療所の人員の基準）

第7条 法第21条第2項第1号の条例で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

（1） 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1

（2） 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1

（3） 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適当数

2 第4条第2項の規定は、前項第1号及び第2号に掲げる入院患者の数について準用する。

（療養病床を有する診療所の施設の基準）

第8条 第6条第2号から第4号までの規定は、法第21条第2項第3号の条例で定める施設について準用する。

付則に次の4項を加える。

（療養病床を有する診療所の人員の基準に関する特例）

5 第7条第1項第1号及び第2号に規定する看護師等の員数については、当分の間、これらの規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が2又はその端数を増すごとに1とする。この場合において、そのうちの1については看護師又は准看護師とする。

6 療養病床を有する診療所であって、平成24年4月1日において現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が第7条第1項第1号及び第2号に掲げる数に満たない診療所（以下この項において「特定診療所」という。）であるものの開設者が、同年6月30日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを市長に届け出た場合には、当該診療所に置くべき看護師等の員数については、平成30年3月31日までの間は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1

(2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1

7 療養病床を有する診療所であって、平成24年4月1日において現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が第5項に規定する数に満たない診療所（以下この項において「特定診療所」という。）であるものの開設者が、同年6月30日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを市長に届け出た場合には、当該診療所に置くべき看護師等の員数については、平成30年3月31日までの間は、同項の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1とする。この場合において、そのうちの1については看護師又は准看護師とする。

（療養病床を有する診療所の施設の基準に関する特例）

8 平成13年3月1日において現に開設されている診療所の建物（同日において現に存するもの（基本的な構造設備が完成しているものを含み、同日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の旧医療法第1条の5第3項に規定する療養型病床群に係る病床を有する診療所であって、第8条において準用する第6条第2号から第4号までに掲げる施設を有しないもの（同日以降に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）については、これらの規定は適用しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月6日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第30号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1 公園施設の設置・管理の使用料の表の公園施設の管理の項中

「

和布刈公園軽飲食店	1月につき	45,000
勝山公園売店	1月につき	5,000

を

」

「

和布刈公園軽飲食店	1月につき	45,000
-----------	-------	--------

に

」

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 10 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 31 号

北九州市営住宅条例の一部を改正する条例

北九州市営住宅条例（平成 9 年北九州市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項中「第 10 条」を「第 11 条」に改める。

第 24 条第 2 項中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

第 37 条及び第 38 条中「令第 11 条」を「令第 12 条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月6日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第32号

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例（昭和39年北九州市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護人

第2条第3項中「前2項」を「前各項」に、「普通旅客運賃」を「運賃」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「前項各号」を「第1項各号及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条第1項の規定により母子健康手帳の交付を受けている者（妊娠中の者に限る。）が乗車する場合は、普通旅客運賃については5割引とする。

3 道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の4第6項の規定により運転経歴証明書の交付を受けている者が当該交付を受けた日から起算して1年以内に指定地域フリー敬老定期乗車券の発行を受けて乗車する場合は、指定地域フリー敬老定期旅客運賃については5割引とする。この場合において、当該定期乗車券の通用期間の合計は、1年を超えないものとする。

第3条第1項中「1歳未満」を「保護者が同伴する6歳未満」に改め、同条第2項を削る。

付 則

この条例は、平成29年12月1日から施行する。

北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則をここに公布する。

平成29年10月6日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第50号

北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市個人番号の利用に関する条例（平成27年北九州市条例第56号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(条例第3条第3項の規則で定める事務及び特定個人情報)

第2条 条例第3条第3項の規定により定める行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）別表第2の11の項第2欄に掲げる事務に準ずる事務は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26の障害児相談支援給付費又は同法第24条の27の特例障害児相談支援給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、当該事務を処理するために必要な限度で利用することができる条例第3条第3項に規定する規則で定める特定個人情報は、当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市県民税に関する情報とする。

第3条 条例第3条第3項の規定により定める法別表第2の18の項第4欄に掲げる特定個人情報に準ずる情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号利用法別表第二主務省令」という。）第13条第2号に掲げる事務について、予防接種法（昭和23年法律第68号）第28条の規定による実費の徴収の決定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報とする。

第4条 条例第3条第3項の規定により定める法別表第2の20の項第4欄に掲げる特定個人情報に準ずる情報は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 番号利用法別表第二主務省令第14条第1号に掲げる事務 次に掲げる情報

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項の規定による障害福祉サービス（以下この号において「障害福祉サービス」という。）が提供される身体障害者又は当該身体障害者と同一の世帯に

属する者に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定による保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定による職権による保護の変更若しくは同法第26条の規定による保護の停止若しくは廃止又は同法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）

イ 障害福祉サービスが提供される身体障害者又は当該身体障害者との世帯に属する者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）

(2) 番号利用法別表第二主務省令第14条第2号に掲げる事務 次に掲げる情報

ア 身体障害者福祉法第18条第2項の規定による障害者支援施設等への入所等の措置（以下この号において「入所等の措置」という。）に係る身体障害者又は当該身体障害者との世帯に属する者に係る生活保護関係情報

イ 入所等の措置に係る身体障害者又は当該身体障害者との世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付等関係情報

第5条 条例第3条第3項の規定により定める法別表第2の23の項第4欄に掲げる特定個人情報に準ずる情報は、番号利用法別表第二主務省令第16条に掲げる事務について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条第1項若しくは第29条の2第1項の規定により入院させた精神障害者又は当該精神障害者との世帯に属する者に係る市県民税に関する情報とする。

第6条 条例第3条第3項の規定により定める法別表第2の26の項第4欄に掲げる特定個人情報に準ずる情報は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 番号利用法別表第二主務省令第19条第1号に掲げる事務 生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者に係る固定資産税又は軽自動車税に関する情報

(2) 番号利用法別表第二主務省令第19条第2号に掲げる事務 前号に掲げる情報

- (3) 番号利用法別表第二主務省令第19条第3号に掲げる事務 第1号
に掲げる情報
- (4) 番号利用法別表第二主務省令第19条第4号に掲げる事務 第1号
に掲げる情報
- (5) 番号利用法別表第二主務省令第19条第5号に掲げる事務 第1号
に掲げる情報
- (6) 番号利用法別表第二主務省令第19条第6号に掲げる事務 第1号
に掲げる情報

第7条 条例第3条第3項の規定により定める法別表第2の27の項第2欄に
掲げる事務に準ずる事務は、次の各号に定める事務とし、当該事務を処理す
るために必要な限度で利用することができる同条第3項に規定する規則で定
める特定個人情報、当該各号に定める情報とする。

- (1) 北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）第12条第
1項第1号の規定による個人の市民税の非課税の認定に関する事務 納税
義務者に係る生活保護関係情報
- (2) 北九州市市税条例第19条の社会保険料控除額の認定に関する事務
次に掲げる情報
 - ア 納税義務者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第7
6条第1項の規定による保険料の徴収に関する情報
 - イ 納税義務者に係る高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律
第80号）第104条第1項の規定による保険料の徴収に関する情報

第8条 条例第3条第3項の規定により定める法別表第2の43の項第4欄に
掲げる特定個人情報に準ずる情報は、番号利用法別表第二主務省令第25条
の2各号列記以外の部分に規定する事務について、被保険者に係る国民健康
保険法第56条第1項に規定する医療に関する給付の支給に関する情報（番
号利用法別表第二主務省令第25条の2各号に掲げる情報を除く。）とする
。

第9条 条例第3条第3項の規定により定める法別表第2の53の項第4欄に
掲げる特定個人情報に準ずる情報は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ当
該各号に定める情報とする。

- (1) 番号利用法別表第二主務省令第27条第1号に掲げる事務 次に掲
げる情報
 - ア 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の障害福
祉サービス（以下この号において「障害福祉サービス」という。）が提
供される知的障害者又は当該知的障害者と同一の世帯に属する者に係る

生活保護関係情報

イ 障害福祉サービスが提供される知的障害者又は当該知的障害者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付等関係情報

(2) 番号利用法別表第二主務省令第27条第2号に掲げる事務 次に掲げる情報

ア 知的障害者福祉法第16条第1項第2号の障害者支援施設等への入所等の措置（以下この号において「入所等の措置」という。）に係る知的障害者又は当該知的障害者と同一の世帯に属する者に係る生活保護関係情報

イ 入所等の措置に係る知的障害者又は当該知的障害者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付等関係情報

第10条 条例第3条第3項の規定により定める法別表第2の57の項第4欄に掲げる特定個人情報に準ずる情報は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 番号利用法別表第二主務省令第31条第1号に掲げる事務 次に掲げる情報

ア 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条の規定による児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求（以下この号において「認定請求」という。）に係る受給資格者（同条第1項の受給資格者をいう。以下この号において同じ。）又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市民税に関する情報

イ 認定請求に係る受給資格者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る児童扶養手当法第3条第2項に規定する公的年金給付に関する情報（番号利用法別表第二主務省令第31条第1号チ、ヌ及びヲに掲げる情報を除く。）

(2) 番号利用法別表第二主務省令第31条第5号に掲げる事務 前号に掲げる情報

第11条 条例第3条第3項の規定により定める法別表第2の61の項第4欄に掲げる特定個人情報に準ずる情報は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 番号利用法別表第二主務省令第32条第1号に掲げる事務 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4の措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る市県民税に関する情報

(2) 番号利用法別表第二主務省令第32条第2号に掲げる事務 老人福祉法第11条の措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る市県民税に関

する情報

第12条 条例第3条第3項の規定により定める法別表第2の62の項第4欄に掲げる特定個人情報に準ずる情報は、番号利用法別表第二主務省令第33条に掲げる事務について、老人福祉法第10条の4第1項若しくは第11条の措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る市県民税に関する情報とする。

第13条 条例第3条第3項の規定により定める法別表第2の66の項第4欄に掲げる特定個人情報に準ずる情報は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 番号利用法別表第二主務省令第37条第1号に掲げる事務 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第5条の規定による特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市民税に関する情報

(2) 番号利用法別表第二主務省令第37条第3号に掲げる事務 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号）第4条の規定による届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市民税に関する情報

第14条 条例第3条第3項の規定により定める法別表第2の67の項第4欄に掲げる特定個人情報に準ずる情報は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 番号利用法別表第二主務省令第38条第1号に掲げる事務 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第19条（同法第26条の5において準用する場合を含む。）の規定による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市民税に関する情報

(2) 番号利用法別表第二主務省令第38条第2号に掲げる事務 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第5条（同令第16条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市民税に関する情報

(3) 番号利用法別表第二主務省令第38条第3号に掲げる事務 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年国民年金法等改正法」という。）附則第97条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和60年国民年金法等改正法第7条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条第1項の

規定による届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市民税に関する情報

第15条 条例第3条第3項の規定により定める法別表第2の87の項第4欄に掲げる特定個人情報に準ずる情報は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 番号利用法別表第二主務省令第44条第1号に掲げる事務 中国残留邦人等支援法第14条第1項若しくは第3項の支援給付、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支援給付、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この号において「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下この号において「旧法」という。）第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付又は平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者に係る固定資産税又は軽自動車税に関する情報
- (2) 番号利用法別表第二主務省令第44条第2号に掲げる事務 前号に掲げる情報
- (3) 番号利用法別表第二主務省令第44条第3号に掲げる事務 第1号に掲げる情報
- (4) 番号利用法別表第二主務省令第44条第4号に掲げる事務 第1号に掲げる情報
- (5) 番号利用法別表第二主務省令第44条第5号に掲げる事務 第1号に掲げる情報
- (6) 番号利用法別表第二主務省令第44条第6号に掲げる事務 第1号に掲げる情報

第16条 条例第3条第3項の規定により定める法別表第2の107の項第4欄に掲げる特定個人情報に準ずる情報は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 番号利用法別表第二主務省令第54条第1号に掲げる事務 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）第6条第1項又は第2項の規定による特別障害給付金の受給資格及

びその額の認定の請求を行う者に係る市民税に関する情報

- (2) 番号利用法別表第二主務省令第54条第4号に掲げる事務 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第27条第1項の規定による届出（現況の届出に限る。）を行う者に係る市民税に関する情報

第17条 条例第3条第3項の規定により定める法別表第2の108の項第4欄に掲げる事務に準ずる事務は、次の各号に定める事務とし、当該事務を処理するために必要な限度で利用することができる同条第3項に規定する規則で定める特定個人情報、当該各号に定める情報とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の地域生活支援事業の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報

イ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報

ウ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護関係情報

エ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者の配偶者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報

オ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付等関係情報

カ 当該申請を行う障害者に係る介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（次号において「介護保険給付等関係情報」という。）

キ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報

- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の地域生活支援事業の支給決定の変更に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該変更に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属

する者に係る生活保護関係情報

イ 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者の配偶者又は当該変更に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報

ウ 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該変更に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付等関係情報

エ 当該変更に係る障害者に係る介護保険給付等関係情報

(条例別表第1の規則で定める事務)

第18条 条例別表第1の事務の欄に掲げる規則で定める事務については、北九州市個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則(平成27年北九州市規則第54号)の定めるところによる。

(条例別表第2の規則で定める事務及び特定個人情報)

第19条 条例別表第2の事務の欄に掲げる規則で定める事務及び同表の特定個人情報の欄に掲げる規則で定める情報については、北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則(平成27年北九州市規則第55号)の定めるところによる。

(委任)

第20条 この規則の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月6日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第51号

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年北九州市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号を削る。

第2条第4号を削る。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第7条各号列記以外の部分中「次に掲げる」を「当該決定に係る者に係る介護保険法（平成9年法律第123号）第129条第1項の規定による保険料の徴収に関する」に改め、同条各号を削る。

第8条第1号アを削り、同号イ中「の扶養義務者」を「と同一の世帯に属する者」に改め、同号イを同号アとし、同号ウを削り、同号エ中「の扶養義務者」を「と同一の世帯に属する者」に改め、同号エを同号イとし、同条第2号アを削り、同号イ中「の扶養義務者」を「と同一の世帯に属する者」に改め、同号イを同号アとし、同号ウを削り、同号エ中「の扶養義務者」を「と同一の世帯に属する者」に改め、同号エを同号イとし、同条第3号ア及びイ中「の扶養義務者」を「と同一の世帯に属する者」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「次に掲げる情報」を「措置入院者又は当該措置入院者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護関係情報」に改め、同条各号を削る。

第10条第1号アからオまで以外の部分中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加え、同号中ウを削り、エをウとし、オをエとする。

第11条第1号中「次に掲げる情報」を「納税義務者に係る外国人生活保護関係情報」に改め、同号ア及びイを削り、同条第2号中「次に掲げる」を「納税義務者に係る介護保険法第129条第1項の規定による保険料の徴収に関する

る」に改め、同号アからウまでを削る。

第12条第1号ア中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）」に改める。

第13条第1号中「国民健康保険法」の次に「（昭和33年法律第192号）」を加え、同号ア中「生活保護関係情報」を「生活保護法第19条第1項の規定による保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定による職権による保護の変更若しくは同法第26条の規定による保護の停止若しくは廃止又は同法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）」に改め、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とする。

第15条第1号中「国民年金法第90条第1項」を「国民年金法（昭和34年法律第141号）第90条第1項」に改める。

第16条第1号アを削り、同号イ中「の扶養義務者」を「と同一の世帯に属する者」に改め、同号イを同号アとし、同号ウを削り、同号エ中「の扶養義務者」を「と同一の世帯に属する者」に改め、同号エを同号イとし、同条第2号アを削り、同号イ中「の扶養義務者」を「と同一の世帯に属する者」に改め、同号イを同号アとし、同号ウを削り、同号エ中「の扶養義務者」を「と同一の世帯に属する者」に改め、同号エを同号イとし、同条第3号ア及びイ中「の扶養義務者」を「と同一の世帯に属する者」に改める。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

第19条第1号中「次に掲げる情報」を「当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る外国人生活保護関係情報」に改め、同号アからウまでを削る。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

第24条第1号中「高齢者の医療の確保に関する法律」の次に「（昭和57年法律第80号）」を加える。

第25条第1号中ウを削り、エをウとし、オをエとする。

第26条第1号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、同条第3号アを削り、同号イ中「賦課被保険者」を「当該保険料を課せられる被保険者（以下この号において「賦課被保険者」という。）」に改め、同号イを同号アとし、同号

ウを同号イとする。

第27条を次のように改める。

第27条 削除

第28条第1号ア中「番号利用法別表第二主務省令第55条の2各号」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下この号及び次号において「番号利用法別表第二主務省令」という。）第55条第1号ニ」に改め、同条第2号ア中「第55条の2各号」を「第55条第2号ロ」に改め、同条第3号ア中「（番号利用法別表第二主務省令第55条の2各号に掲げる情報を除く。）」を削り、同号イ中「次号」の次に「及び第8号」を加え、同条第4号ア中「（番号利用法別表第二主務省令第55条の2各号に掲げる情報を除く。）」を削り、同条第5号中「次に掲げる情報」を「当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護関係情報」に改め、同号アからキまでを削り、同条第6号中「次に掲げる情報」を「当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該変更に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護関係情報」に改め、同号アからエまでを削り、同条に次の2号を加える。

(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第15条の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該届出に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護関係情報

(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第32条第1項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る外国人生活保護関係情報

第29条を次のように改める。

第29条 削除

第35条第1号ケ中「児童扶養手当法」の次に「（昭和36年法律第238号）」を加え、同号サ中「第31条第1号」を「第31条各号」に改め、同号シ中「特別児童扶養手当等支給関係情報」を「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当、同法第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は昭和60年国民年金法等改正法附則第

97条第1項の福祉手当の支給に関する情報」に改める。

第36条第1号中「地方公務員等共済組合法」の次に「（昭和37年法律第152号）」を加え、同条第2号中「、健康保険法」の次に「（大正11年法律第70号）」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに
公布する。

平成 29 年 10 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 52 号

北九州市手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規
則

北九州市手数料条例の一部を改正する条例（平成 29 年北九州市条例第 28
号）の施行期日は、平成 29 年 10 月 25 日とする。

北九州市告示第399号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項、第53条第1項及び第46条第1項の規定に基づき、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者及び居宅介護支援事業者を指定したので、法第78条、第115条の10及び第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年10月6日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4066 6905 89	訪問看護ステーション プーラビダ星ヶ丘	北九州市八幡西区星ヶ丘三丁目10番26-101号	プーラビダ株式会社	平成29年10月1日

2 通所介護及び介護予防通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 7071 71	八幡リハビリテーションデイサービス	北九州市八幡西区鷹の巣一丁目7番7号	ふく福介護株式会社	平成29年10月1日

3 介護予防通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 5054 27	早稲田イーライフ徳力	北九州市小倉南区徳力二丁目7番21号	ブリリアント株式会社	平成29年10月1日
4070 7071 89	リハデイサービス町上津役	北九州市八幡西区町上津役西二丁目11番23号	特定非営利活動法人山ノ上やまびこ	平成29年10月1日

4 居宅介護支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 5054 19	ケアプランサービス 夢工房	北九州市小倉南区志徳一丁目1番8-104号	合同会社夢工房	平成29年10月1日
4070 7071 63	ケアプランセンター さくらんぼ	北九州市八幡西区木屋瀬一丁目18番9-102号	株式会社シヤンティ	平成29年10月1日

北九州市告示第400号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第75条第2項、第115条の5第2項及び第82条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者から廃止の届出があったので、法第78条、第115条の10及び第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年10月6日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問介護及び介護予防訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070703477	介護センターアピス	北九州市若松区大字蛸住1634番地1	有限会社あおば	平成29年9月30日
4070404498	さくら・介護ステーションそうしん	北九州市小倉北区京町一丁目2番11号	株式会社上村	平成29年9月30日

2 通所介護及び介護予防通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070702057	八幡リハビリテーションデイサービス	北九州市八幡西区鷹の巣一丁目7番7号	協和介護有限公司	平成29年9月30日
4070705183	医療法人平田クリニックデイサービスセンター	北九州市八幡西区町上津役東二丁目19番7号	医療法人平田クリニック	平成29年9月30日

3 介護予防通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070504982	個別対応型デイサービス あいらぶゆー	北九州市小倉南区朽網東五丁目15番2号	株式会社あいらぶゆー	平成29年9月30日
4070706215	デイサービスみのりの里紅梅	北九州市八幡西区紅梅一丁目7番21号	有限会社アクト	平成29年9月30日

4 居宅介護支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070102191	ケアプランセンター井の浦	北九州市門司区大字恒見16番地1	ジンフィールド株式会社	平成29年9月30日

北九州市公告第702号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年10月6日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

- (1) 業務名 平成29年度北九州市基本図作成業務委託
- (2) 業務内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から平成30年2月28日まで
- (4) 納入場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建築都市局計画部都市計画課

(5) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第7条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。また、登録している業種が航空測量であること。
- (3) この公告の日の前5年間に数値地形測量業務を地方自治体等の官公

庁から受託した実績のあること。

- (4) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を取得していること。
- (5) 配置予定の管理技術者は、測量士の資格を有する者とし、福岡県内に常駐していること。かつ管理技術者は、「空間情報総括監理技術者」若しくは「地理空間情報専門技術者 写真測量」の資格を有していること。
- (6) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

イ 日時 公告の日から平成29年10月23日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後5時まで

- (2) 入札説明書等の交付方法 前号に示す場所及び期間において無償で交付する。

- (3) 入札説明会 入札説明会を行わないものとする。

- (4) 入札に参加するための要件等

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

イ 入札参加申込みは、所定の様式を持参又は郵送することにより行わなければならない。

- (5) 入札参加申込みを提出する場所及び提出期間

ア 提出場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

イ 提出期間

- (ア) 持参の場合

公告の日から平成29年10月20日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後5時まで

- (イ) 郵送の場合

書留郵便で平成29年10月20日午後5時までに必着のこと。

(6) 競争入札参加資格の確認の結果は、平成29年10月27日までに通知する。

4 入札及び開札の日時並びに場所

(1) 入札日時 平成29年11月2日 午後2時

(2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市役所地下2階第2入札室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市建築都市局計画部都市計画課

〒803-8501 北九州市小倉北区域内1番1号

電話 093-582-2451

北九州市交通局管理規程第4号

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年10月6日

北九州市交通局長 吉田茂人

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第6条中「、同条第2項の規定により運賃の割引を受けようとする者は、その理由を記載した書面を」を削り、同条に次の3項を加える。

2 条例第2条第2項の規定により運賃の割引を受ける者は、別に定める割引乗車証その他管理者が必要と認める書面を提示しなければならない。

3 条例第2条第3項の規定により運賃の割引を受ける者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の4第6項の規定により交付を受けた運転経歴証明書を提示しなければならない。

4 条例第2条第4項の規定により運賃の割引を受けようとする者は、その理由を記載した書面を提示しなければならない。

第6条の2第2項各号中「又は第2項」を「、第2項又は第4項」に改める。

。

第7条中「旅客自動車運送事業等運輸規則」を「旅客自動車運送事業運輸規則」に改める。

第25条中「一般乗合旅客自動車運送事業運送約款」を「北九州市交通局一般乗合旅客自動車運送事業運送約款」に改める。

第31条第1項第2号中「又は知的障害者福祉法」を「、知的障害者福祉法」に改め、「受ける知的障害者」の次に「又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の適用を受ける精神障害者」を加える。

第35条中「一般貸切旅客自動車運送事業運送約款」を「北九州市交通局一般貸切旅客自動車運送事業運送約款」に改める。

付 則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定、第25条の改正規定及び第35条の改正規定は、平成29年10月6日から施行する。